

有料発行案に批判も

現在の健康保険証を廃止してマイナンバーカードに一本化するのに伴い、カードを持たない人には「資格確認書」を発行する見通しとなった。2024年秋の廃止に向けて、政府が方針を固めた。ただ、発行を有料とする案も浮上しており、与党からは反発も出ている。

方針は、政府が8日の自民党の会議で示した。政府は元々、カードと一体化した「マイナ保険証」にすべて切り替えてもらう考え方だが、カード取得を望まない人でも保険診療を受けられるように例外措置を設ける。今国会と関連法案を提出する考えだ。

発行対象は、マイナンバーカードを取得しない人や紛失した人ら。資格確認書には被保険者番号や氏名などが記載される。

資格確認書を使った場合の窓口負担は、今の保険証と同じにする方針だ。今の保険証が廃止される24年秋以降も発行済みの保険証は一定期間使えるような措置を検討する。

一方、政府内では資格確認書の発行に追加の手数料をとる案も浮上し、8日の会議に示された。会議後に会見した田畠裕明・自民党厚生労働部会長によると、出席議員から「(マイナ保険証)持たないからペナルティー的にお金をとる」という発想はおかしい」といった批判があがつたという。現在もマイナ保険証が使える医療機関で従来の保険証を使って受診すると、窓口負担が割高にされている。政府は手数料をとるか今後、さらにつめる。改正法案では、出生届の提出に合わせてマイナンバーカードの申請ができるようになります。1歳未満でカードを申請する場合は、5歳まで使える顔写真がないカードを交付する方向だ。

(村井隼人、中島泰亮)

マイナ保険証望まぬ人に「資格確認書」